

平成21年12月25日

中央労働委員会事務局  
第三部会担当審査総括室  
室長 鈴木 裕二  
Tel 03-5403-2172  
Fax 03-5403-2250

エッソ石油（社宅立退き）不当労働行為再審査事件  
（平成9年（不再）第39号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 赤塚信雄）は、平成21年12月25日、標記事件に係る命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。命令の概要等は、次のとおりです。

～組合員に対する社宅立退き命令及び社宅援助規定の不適用には  
相応の理由があり、組合員であることを理由としたものではないとした事例～

会社が、組合員に対して、社宅の立退きを命じ、これに応じない同人に警告書を発したの  
は、当該社宅の家主との合意事項を守り、会社の対外的信用を維持するためであったと考え  
られ、同人が組合員であることを理由としたものとは認められない。また、同人の転居先住  
居等について社宅援助規定を適用しなかったのは、同人が退去期限を越えても立ち退かない  
など、社宅使用規則を遵守しなかったこと等の理由によるものであり、同人が組合員である  
ことを理由としたものとは認められない。

- I 当事者  
再審査申立人 スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合京浜支部連合会（以下「京  
浜支部連」）  
組合員 A  
再審査被申立人 エクソンモービル有限会社（以下「会社」）、初審申立時はエッソ石油株  
式会社

- II 事案の概要  
本件は、会社が、①スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（以下「組合」）の組  
合員Aに対し、会社が社宅として借り上げた賃貸住宅（以下「本件社宅」）から立退きを命  
じ、警告書（以下「本件警告書」）を発したこと、②Aの転居先住居（以下「本件住居」）  
及び転居費用（以下「本件転居費用」）等に「転勤者のための社宅援助規定」（以下「社宅  
援助規定」）を適用しなかったこと、③Aが本件住居から同人の購入した住居（以下「自宅」）  
へ引っ越しする際に特別休暇を付与しなかったこと、④Aが有給の傷病欠勤の取扱いを受け  
た期間中に出勤させたこと（以下「本件出勤」）、が労働組合法第7条第1号及び第3号に  
該当するとして、神奈川県労働委員会（以下「神奈川県労委」）に救済申立てがあった事件  
である。  
神奈川県労委は、組合の救済申立てについて、本件出勤については却下し、その余につい  
て棄却することを決定したところ、組合はこれを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

- 1 主文  
本件再審査申立てを棄却する。
- 2 判断の要旨  
(1) 本件社宅からの立退きを命じ、本件警告書を発したことについて  
京浜支部連らは、会社がAに対し、本件社宅からの立退きを命じ、本件警告書を発した  
ことが、Aに対する不利益取扱いであり、組合に対する支配介入である旨主張するので、  
以下検討する。  
ア 京浜支部連らは、会社が、AがC型肝炎の治療により虚脱状態に陥っていたのに乗じ  
て社宅立退き攻撃を行ったとか、Aの都合を考慮せず一方的に立退きを強制したなど  
と主張するが、いずれの主張も採用の限りではなく、会社が、Aが組合の組合員である  
が故に、本件社宅からの立退きを画策ないし強制し、あるいは、同人の病気の時期をね  
らって立退きを強制したとは認められない。  
イ 会社が、Aに対し、再三にわたり本件社宅からの立退きを命じ、本件警告書を発した  
のは、家主との合意事項を守り、会社の対外的信用を維持するためであったと考えられ、  
会社の対応には相応の理由があったと認められる。  
ウ 以上の次第であるから、会社がAに対し本件社宅からの立退きを命じ、本件警告書を  
発したことは、不当労働行為意思に基づくものとは認められず、労働組合法第7条第1  
号及び第3号の不当労働行為に該当するとはいえない。

(2) 社宅援助規定の不適用について

京浜支部連らは、会社が本件社宅（4年11月1日から同月7日）及び本件住居（同月8日から5年9月22日）並びに本件転居費用について社宅援助規定を適用しなかったことは、Aに対する不利益取扱いであり、組合に対する支配介入である旨主張するので、以下検討する。

ア 上記（1）で判断したとおり、会社の社宅立退き指示には理由があり、不当とはいえないにもかかわらず、Aは、会社の同指示に従わず、会社が用意した社宅への入居も拒否するなど、自ら遵守することを誓約した社宅使用規則を守らなかったのであって、同規則を守られない者に社宅援助規定を適用しないこととした会社の対応を一方的に非難することはできない。

イ また、会社は、その後、本件社宅の立退き問題に関する団体交渉において、本件住居から立ち退くに当たって問題を起ささないという条件付きで本件住居に社宅援助規定の適用を認める旨を提案し、具体的な協議を半年にわたり行っているのであって、会社がAが組合の組合員であるが故に初めから同規定の適用を考えなかったということとはできない。

結局、同協議は決裂し、同規定の適用には至らなかったが、本件において、Aは退去期限を越えても立ち退かなかったこと、また、同人の代理人弁護士が立退料を請求するなどの行為に及んでいることからすると、会社が家主等の第三者との関係で信用を失墜したことは容易に想像がつくところである。

そうすると、会社が社宅援助規定の適用をめぐる協議において、立退きに当たって問題を起ささないこと、立退料を求めないことを条件としたことには理由があるといえ、会社が、Aが組合の組合員であるから不当な条件を課し、同協議をあえて決裂させたことと認めることはできない。

ウ 会社は、Aが自宅を購入する際に、保証機関に代わって融資保証を行うなど、同人に対して特別な利益措置を講じていることからしても、会社が、同人をことさら不利益に取り扱おうとする意思を持っていたとは考え難い。

エ 以上からすると、Aに対する本件の社宅援助規定の不適用をめぐり、会社の不当労働行為意思を推認させる事情は認められず、かえって会社の対応には相応の理由が認められるのであるから、会社が本件社宅援助規定の適用を行わなかったことが、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するということができない。

(3) 引越しに伴う特別休暇の付与拒否について

会社の就業規則では、引越しに伴う特別休暇の付与は転勤を命じた従業員が赴任する場合に限っており、転勤以外の事由による転居の場合に特別休暇を付与した例はないのであるから、Aが本件住居から自宅に引っ越した際に、転勤に伴う転居には当たらないとして会社が特別休暇を認めなかったことについて、不当労働行為の問題は生じない。

(4) 本件出勤について

京浜支部連らが問題とする出勤日は4年9月10日、同14日、同17日及び同22日であり、本件救済申立てはそれから1年以上が経過した後の5年11月12日になされたものであるから、労働組合法第27条第2項の申立期間を徒過していることは明白である。したがって、本件出勤に係る本件救済申立てを却下した初審命令は相当である。

【参考】

1 本件審査の概要

初審救済申立日	平成5年11月12日（神奈川県労委平成5年(不)第17号）
初審命令交付日	平成9年9月1日
再審査申立日	平成9年9月10日（労・個）